

板橋区国土強靱化地域計画の概要

1 計画策定の趣旨

【本編 P1】

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する国土強靱化に向けた取組を進めている。

国の動きに合わせ、東京都においても、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにし、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、「東京都国土強靱化地域計画」を策定した。

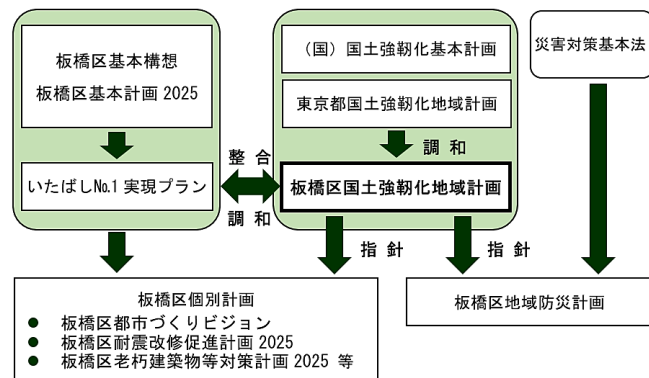
区では、これまで「板橋区地域防災計画」や個別の行政計画等に基づき、ハード・ソフトの両面から防災対策等の取組を進めてきたが、基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画として「板橋区国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、強さとしなやかさを備えた持続可能なまちづくりを進めていく。

2 計画の位置づけ

【本編 P2】

基本法第 13 条に「国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されていることから、国土強靱化に係る区の実施指針としての性質を有するものとする。

そのため、区政運営の指針である「板橋区基本計画」との整合・調和を図りつつ、自然災害別の対処を具体的に示している「板橋区地域防災計画」及び個別の行政計画等において、国土強靱化の観点から、策定や見直しを行う際の指針として位置づけることとする。



3 計画の推進と見直し

【本編 P3】

(1) 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、個別の行政計画等を実施することにより、施策の推進を図る。

(2) PDCAサイクルによる計画の推進

本計画を着実に推進するため、各施策や関連事業等の進捗状況を把握・検証することにより、PDCAサイクルを実践する。

(3) 推進体制

全庁横断的な体制のもと、本計画を推進していく必要がある。また、地域の強靱化に向けて、国や東京都、近隣区、関係事業者、区民等との連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化等、平常時から関係構築を進めて効果的な施策の実施に努める。

(4) 計画の見直し

区の基本計画、国や東京都の国土強靱化に係る計画の見直し、大規模自然災害による社会情勢の変化等が発生した場合には、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び脆弱性の再確認を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

なお、本計画は、個別の行政計画等における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に関わる他の計画等については、それぞれの見直し及び修正等の時期に合わせて必要な検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

4 区の地域特性

【本編 P4～8】

- 首都高速5号池袋線以北では、荒川が氾濫した場合、最も深い場所で5 m以上浸水し、2週間以上浸水が継続する恐れのある地域が多く存在している。
- 区内には、大雨等による地盤のゆるみや地震等の影響で崖崩れが発生する恐れがある箇所として、土砂災害警戒区域が存在している。
- 区内には、老朽化した木造建築物や狭い道路が多く存在しており、東京都が公表している地域危険度では、地震の揺れによる建物倒壊や火災の延焼リスクを抱えている。

5 強靱化の基本的な考え方

【本編 P9】

(1) 基本的な考え方

区における防災・減災にかかる基本的な考え方は、区の最上位の計画である「板橋区基本構想」において「万全な備えの安心・安全」ビジョン及び「快適で魅力あるまち」ビジョンを掲げ、「板橋区基本計画 2025」において、それらのビジョンを実現するための基本政策と施策を定めている。さらに、それらの政策・施策を具体化するものとして、個別の行政計画等を定め、ソフト・ハード両面から防災・減災にかかる取組を推進している。

本計画は、国の方針に沿い、既に率先して取り組んできた区の防災・減災に関する基本方針を、国土強靱化の観点から、個別の行政計画等の指針となるよう整理したものである。

本計画の方針に基づく具体的な取組は、これまで通り、個別の行政計画等において積極的に展開していく。

(2) 防災との違い

「防災」と「国土強靱化」は災害への対策という点で共通するが、「防災」は、基本的には、地震や洪水等のリスクを特定し、そのリスクに対する対応をとりまとめるものである。例えば、「板橋区地域防災計画」では、各災害に共通する対策を設けつつ、「震災編」「風水害編」とリスクごとに計画が立てられている。

一方、「国土強靱化」はリスクごとの対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えて、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さとしなやかさ」を備えた行政機能、地域社会を事前につくり上げていこうとするものである。

(3) 想定する災害

区の地域特性を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震等の大地震、気候変動により激甚化する台風や集中豪雨による水害や土砂災害、富士山噴火による降灰等の大規模自然災害を想定する。また、複合的な災害についても、それぞれの災害への取組を推進していくことにより対応していく。

6 策定のプロセス

【本編 P11】

「国土強靱化基本計画」及び「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、以下の手順で区の強靱化に向けた取組を整理した。

① 目標の設定

区の強靱化を推進するための「基本目標」と、より具体的な達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を設定する

② リスクシナリオの設定

区の地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を妨げる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する

③ 脆弱性の評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性の評価を行い、課題を抽出する

④ 取組の整理

脆弱性の評価をもとに、取り組むべき施策を整理する

7 目標の設定

【本編 P12】

(1) 基本目標

区の強靱化を推進するため、「国土強靱化基本計画」と「東京都国土強靱化地域計画」に掲げられた基本目標、区の地域特性を踏まえ、4つの「基本目標」を設定し、本計画を推進する。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること
- 4 迅速な復旧・復興に資すること

(2) 事前に備えるべき目標

「基本目標」の実現に向け、大規模自然災害を想定し、より具体的な達成すべき目標として、8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

目標1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
目標2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
目標3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
目標4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
目標5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
目標6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標7	制御不能な二次災害を発生させない
目標8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

【本編 P13～14】

東京都が設定するリスクシナリオを参考に、区の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。※4ページ参照

9 脆弱性の評価・強靱化のための推進方針

【本編 P15～45】

区の地域特性を踏まえ様々な課題の抽出を行い、ソフト・ハード両面から防災・減災にかかる施策を積極的に推進している個別の行政計画等から、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、国土強靱化に関する課題及び取組を取りまとめた。 ※4ページ参照

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「推進方針」

※ 脆弱性の評価・推進方針の詳細は、本編を参照

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針
目標 1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1 住宅密集地における火災等による多数の死傷者の発生	不燃化の促進、区民の防災力向上
		1-2 不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生	耐震化の促進、区民の防災力向上
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	避難体制の確立
		1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の推進
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	情報伝達の強化、避難行動要支援者対策の推進、区民の防災力向上
目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	備蓄品の確保
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	区民の防災力向上
		2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	事業所との連携、一時滞在スペースの確保
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	災害医療体制の構築、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
		2-5 被災地における感染症等の大規模発生	感染症対策の推進、避難所の環境整備、備蓄品の確保
		2-6 劣悪な避難生活や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	福祉避難所の充実、避難所の環境整備
目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	区民の防犯意識向上、防犯対策の推進
		3-2 区の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	施設の防災機能強化、行政機能の維持
目標 4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	情報通信手段の確保
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	情報通信手段の確保
目標 5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、事業者の防災対策
目標 6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電気・ガス・上下水道等の供給機能の停止	ライフラインの確保
		6-2 地域交通ネットワークが分断する事態	道路・橋りょう等の整備
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	不燃化の促進、区民の防災力向上
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	耐震化の促進
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出	有害物質の適正管理
		7-4 風評被害等による経済等への甚大な影響	風評被害の防止、区の強みとなる地域資源の保全・整備
目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理方法の確立
		8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ボランティア等との連携、区民の防災力向上、り災証明の発行体制の構築、行政機能の維持
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの構築
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路・橋りょう等の整備
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	液状化対策の推進